# 指定管理者の候補者の選定結果について

#### 1 対象施設

青森県営駐車場(青森市新町二丁目4-24) 青森県営柳町駐車場(青森市長島一丁目6)

#### 2 指定管理者の候補者名

東洋建物管理株式会社(青森市橋本1丁目7-3)

#### 3 選定理由

青森県駐車場施設指定管理者審査委員会の審査の結果、東洋建物管理株式会 社が指定管理者として最も優れていると評価されたため、当該団体を指定管理 者の候補者とする。

#### 候補者の評価内容

- ・ 管理運営の基本方針について、施設の設置目的や県が示した管理方針を 十分理解した提案がなされているほか、団体の理念や事業内容などを駐車 場の管理運営に生かす具体的な提案がなされており、県民の平等な利用が 十分確保されるものと見込まれる。
- ・ 利用者ニーズの把握方法や苦情への対応などについて具体的な提案がな されており、利用者へのサービス向上が期待される。
- ・ 駐車料金徴収業務や施設・設備維持管理業務、自動車の保管業務などの 実施計画が適切であると認められるほか、緊急時・災害時における利用者 の安全を確保するための方策などについても具体的な提案がなされてお り、施設の効用を最大限に発揮できる管理運営が見込まれる。
- 管理運営経費の節減効果が高い提案がなされている。
- ・ 収支計画と事業計画についても、整合性と実現可能性が高い提案をしている。
- ・ 事業計画に沿った駐車場の管理運営を行うため必要となる組織体制や人 員配置計画が具体的に示され、職員研修等も計画されているほか、団体の 財務状況も適正であり、安定的な人的能力及び経理的基盤により、施設の 管理運営を適正かつ安定して行う能力が高いと見込まれる。
- ・ 全体にわたり実現性の高い具体的な提案がなされており、指定管理者の 候補者として、他の団体より優れた団体であると認められる。

#### 4 申請者数

14団体

#### 5 選定の方法

## (1)審査基準及び配点

$\circ$	選定基準	配点
	• 審査基準	日に六
1	県民の平等な利用が確保されること。	
	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針	1 0
	・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
2	施設の効用を最大限に発揮すること。	
	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	3 0
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	3.0
	・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
3	施設の効率的な管理ができること。	3 0
	・施設の管理運営に係る経費の内容	
4	施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。	3 0
	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	・安定的な運営が可能となる人的能力	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	・個人情報の適正な取扱いの確保	
	・類似施設の運営実績	
( <sub>台</sub>	計)	100

#### (2)審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる 審査を行った。

# (3)審査委員

委員長 羽 原 伸 (青森県県土整備部長)

委員千葉哲朗(柳町商店街振興組合理事長)

委 員 若 山 恵佐雄 (税理士)

委員竹内剛(青森県県土整備部監理課長)

委員 芭蕉宮 総一郎 (青森県県土整備部建築住宅課長)

委員田村義行(青森県県土整備部都市計画課長)

### (4)審査の経過

平成17年 5月23日 第1回審査委員会(審査基準等の決定)

平成17年 9月13日 第2回審査委員会(書類審査)

平成17年 9月26日 第3回審査委員会 (ヒアリング及び審査)